

資本市場拡充強化のための税制改正に ついて

証券取審・昭39.11.9

証券取引審議会（会長堀越楨三氏）は、11月9日、大蔵省会議室で会合を開き資本市場の拡充強化のための税制改正について検討した結果、これに関する要望を意見書の形でまとめ、田中大蔵大臣に提出した。

意見書の内容は、配当所得と利子所得の課税上の均衡をはかり、開放経済体制下の資本市場強化をすすめるため、明年度の税制改正にあたっては、格段の配慮を望むというのであって、その主な点は、①利子所得を源泉分離課税として据え置く場合、個人株主の配当所得も、源泉分離課税とする、②法人税率は、配当軽課税率を据え置き、一般税率を引下げる、③株式、株式投信受益証券を少額貯蓄非課税制度の対象とすることなどである。

証券取引審議会が、このような意見書をまとめたのは、証券市場の現況にかんがみ、証券市場本来の機能を回復し、現下の国民経済的要請に応えるためには、とくに税制上の配慮を必要とするという見地からであるが、今回の意見書には配当所得を源泉分離課税とする場合、何%の分離課税とすべきか、また法人税率（現行38%）を何%引き下げるべきかなど、具体的な数字には、ふれていない。

なお、意見書の全文を掲げれば、次のとおりである。

資本市場拡充強化のための税制改正について

昭39年11月9日

証券取引審議会

当審議会は資本市場の拡充と企業の資本構成是正に関する税制上の措

置として、昭和35年以來累次にわたり配当所得と、利子所得の課税上の均衡と企業の支配配当に対する課税方式の改善を主張してきた。

当審議会の主張の一部は実現をみたが、企業の資本構成は、むしろ悪化の傾向をたどってきた。

株式市場は需要の減退から暫定的とはいえ強力な増資調整を余儀なくした程の低迷状態を続けている。

資本市場を拡充し企業の資本構成を是正することが、特に開放体制へ移行した、わが国経済にとっての緊要事であることは論をまたない。

資本市場の現状を打開し企業の財務体質を改善せしめるため、昭和40年度の税制改正に当っては、次の諸措置が講ぜられるよう格段の配慮を望むものである。

1. 個人株主の配当所得については、課税上利子所得と均衡をはかるよう措置することとし、利子所得が源泉分離課税に据置かれる場合には配当所得も源泉分離課税に改正すること。
2. 法人税率については、配当軽減税率を据置き一般税率を極力引下げること。
3. 株式および株式投資信託受益証券を少額貯蓄非課税制度の対象に組入れるとともに本制度が資本市場の拡充に資するものとなるよう所要の改正を行なうこと。

なお、個人の全資産所得が総合課税の原則に立ち帰ることを前提とすれば、法人税制の原則的あり方としては、法人段階源泉課税法の採用と、法人税率の可能な限りの引下げが望ましいと考える。

×

×

×